入　札　説　明　書

大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式

国立水俣病総合研究センター

は　じ　め　に

大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式の入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号)、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号)、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号)、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長　三宅　俊一

２．競争入札に付する事項

（１）件名　　大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式

（２）特質等　　別添仕様書による

（３）納入期限　　平成３１年２月２８日まで

（４）納入場所　　支出負担行為担当官の指定する場所

（５）入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア．入札者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、設置費、保険料等納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（６）入札保証金及び契約保証金　免除

３．競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

（４）平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格)「物品の販売」において、開札時までに「A」、「B」又は、「C」級に格付けされ九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（５）入札説明書の交付を受けた者であること。

（６）入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

４．契約条項を示す場所等

〒867-0008　熊本県水俣市浜４０５８－１８

国立水俣病総合研究センター総務課経理係　永谷　晃啓

電話0966-63-3111　ＦＡＸ0966-61-1145

５．競争参加資格の確認

本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、別記様式１の入札参加表明書及び別添１の一般競争参加資格確認書類を提出すること。なお、期限までに表明書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

①受領期限：平成３０年１０月１６日（火）１７時まで。

②提出方法：電子調達システム、４．の場所に持参、または託送（書留郵便等の配達の記録が残る者に限る。以下同じ。）により提出すること（提出期限必着）

※電子調達システムにて入札を予定している者は、必ず同システムにて入札参加書を提出すること。

６．入札説明書等に対する質問

（１）この入札説明書等に対する質問は、次に従い書面により提出すること。

①提出期限：平成３０年１０月１６日（火）１７時まで。

②提出場所：上記４．に同じ。

③提出方法：書面は持参、ＦＡＸまたは託送により提出すること（提出期限必着）。

（２）回答書は、平成３０年１０月１８日（木）１７時までにＦＡＸにて全ての入札参加者に回答する。

７．競争執行の日時、場所等

（１）入札・開札の日時及び場所

日時　　平成３０年１０月３１日（水）１４時００分

場所　　国立水俣病総合研究センター　会議室

熊本県水俣市浜４０５８－１８

（２）入札書の提出方法

ア．入札書は、（１）の日時までに電子調達システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成３０年１０月１６日（火）１７時までに、環境省入札心得に定める様式２による書面を提出すること。

イ．書面により入札書を提出する場合は、（１）の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式１による入札書を持参すること。電話、ＦＡＸ、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ．入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

８．落札者の決定方法

（１）有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者

を落札者とする。

９．競争参加資格確認関係書類

（１）競争参加資格確認関係書類は、別添１に掲げるとおりとする。

（２）競争参加資格確認関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

（３）支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認関係書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

（４）受領した書類等は返却しない。

（５）入札者は、提出した競争参加資格確認関係書類の引換え、一部もしくは全部差し替え及び再提出、変更又は取消しをすることができない。

（６）競争参加資格確認関係書類の受領期限は、平成３０年１０月１６日（火）１７時とする。

（７）開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から競争参加資格確認等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（８）競争参加資格審査結果の回答

平成３０年１０月１８日（木）１７時まで

なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にＦＡＸによる事前送信を行う。

１０．暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

１１．その他

（１）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

（２）電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス https://www.geps.go.jp/

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記４の場所に連絡すること。

◎　添付資料

・別紙　　環境省入札心得

・別添１　競争参加資格確認関係書類

・別添２　契約書（案）

・別添３　仕様書

（別記様式１）

平成　年　月　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター
　　総務課長　三宅　俊一　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

入札参加表明書

　平成３０年１０月５日付で公告のありました大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式に係る入札の参加を表明いたします。

担当者）
所属部署：
氏名：
TEL ／ FAX：
E-mail：

（別紙）

環 境 省 入 札 心 得
（ 物品役務　最低価格落札方式 ）

１．趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式１による入札書の提出を希望する場合は、様式２による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．入札書の提出

（１）入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

（２）書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名（支出負担行為担当官　国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載）及び「平成３０年１０月３１日開札［大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式］の入札書在中」とと朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。

（３）電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式３による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

８．代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

９．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

①　競争に参加する資格を有しない者による入札

②　指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③　委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札

④　書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

⑤　金額を訂正した入札

⑥　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦　明らかに連合によると認められる入札

⑧　同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札

⑨　入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

⑩　入札書の提出期限までに到着しない入札

⑪　別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札

⑫　その他入札に関する条件に違反した入札

10．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

（２）電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

（３）入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類､身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

（４）入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（５）入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（６）開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式１

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

（復）代理人　　印

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

１　入札件名：大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式

２　入札金額：金額　　円

３　契約条件：契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

４　誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式２

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

　下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　入札件名：大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式

２　電子調達システムでの参加ができない理由
　　（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

様式３－①

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
（委任者）会　社　名
代表者氏名　　印

代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１　大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式

２　１の事項にかかる復代理人を選任すること。

様式３－②

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

代 理 人 住 所
（委任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

復代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式の入札に関する一切の件

様式４

入札辞退届

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式に係る入札を辞退します。

担当者連絡先 　部署名　： 　担当者名： 　ＴＥＬ　： 　ＦＡＸ　： 　E-mail　：

（別添１）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

所　　在　　地
商号又は名称
代表者氏名　　印

大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式に関する
競争参加資格確認関係書類の提出について

標記の件につきまして、次のとおり提出します。

入札説明書に示す物品を納入できることを証明する書類（様式自由）

（担当者）
所属部署：
氏　　名：
TEL/FAX　：
E-mail　：

（別添２）

印

紙

契　約　書（案）

支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター総務課長　三宅　俊一（以下「甲」という。）は、　　（以下「乙」という。）と大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式の購入について、次の条項により契約を締結する。

記

件　　名　　大気中水銀形態別自動サンプリングユニット一式
仕　　様　　別添仕様書のとおり
契約金額　　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

上記の契約金額には、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用を含むものとする。また、上記の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項、第２９条及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２、第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第１条　乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、契約保証金として、契約金額の１００分の１０以上を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。但し、甲において特に一部又は全部を免除させることができる。

（納入場所及び履行期限）

第２条　現品納入の場所及び履行期限は、次のとおりとする。
納入場所　支出負担行為担当官の指定する場所
履行期限　仕様書による。

（納入検査）

第３条　乙は、現品を納入しようとするときはあらかじめ希望検査日時、場所、品名、数量等必要事項を甲に通知し、立会の上検査を受けなければならない。但し、乙に差し支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

２　甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から１０日以内に納入検査をするものとする。

３　納入現品は、すべて甲の指示(図面、仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

４　前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第４条　納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果合格品と認め検印を押捺し、合格品を受領して、乙にその受領書を交付したときに移転する。

２　現品が指定場所に到達し、到達確認証明書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によった場合はこの限りでない。

（不合格品取引）

第５条　乙が、甲の施設を利用して第３条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

２　甲は、前項の期限経過後、何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。但し、その費用一切は乙の負担とする。

（納期の有償延期）

第６条　乙が、第８条以外の事由によって、第２条の場所及び期限内に合格現品の納入ができないときは、乙はこの事由を詳記して期限内に延期を請求することができる。この場合甲は、特に事情やむを得ないものと認めるものに限り延滞料を徴収して延期を許すことができる。

（延滞料）

第７条　延滞料は、その期限の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年５パーセントの割合で計算した額とする。

（納期の無償延期）

第８条　天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第２条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はこの事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合甲は、その請求が正当と認めたときは、特に前条の延滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

（契約の解除）

第９条　甲は、いつでも自己の都合によってこの契約を解除することができる。

２　次に揚げる事項の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

一　第６条及び第８条に規定する外、第２条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。

二　乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。

三　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四　甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。

五　第１８条に違背したとき。

３　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解

除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

４　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

第１０条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第９条第３項及び第４項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず､若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

第１１条　甲が第９条第２項、第３項及び第４項の規定により契約の解除した場合、第１条の契約保証金は国庫に帰属せしめる。但し、契約保証金を納付していないときは、乙は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

３　乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１２条　乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。

２　乙がこの契約を誠実に履行する目的で工事又は製作等に着手後、第９条第１項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲に意思表示があった日より１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り適当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

４　甲は、第９条第３項、第４項又は第１０条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

５　乙は、甲が第９条第３項、第４項又は第１０条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）
第１３条　乙は、第９条第３項及び第４項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）
第１４条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約金額の支払）
第１５条　甲は、第４条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。

（支払遅延利息）
第１６条　甲は、第１５条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（債権譲渡の禁止）
第１７条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和５５年政令第２２号）第５条第１項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（秘密の保持）
第１８条　甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（かし担保）
第１９条　甲は、納入現品について納入後１箇年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに

乙に期限を指定して他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は損害賠償金として、甲乙協議の上決定した金額を支払わせることができる。

（紛失又は疑義の解決方法）
第２０条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名捺印の上各自１通を保有するもとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　住　所　　熊本県水俣市浜４０５８－１８
　　氏　名　　支出負担行為担当官
　　国立水俣病総合研究センター
　　総務課長　　三宅　俊一

乙　　住　所
　　氏　名

（別添３）

仕　　様　　書

１．件　　名　大気中水銀形態別自動サンプリングユニット

本仕様書は、国立水俣病総合研究センターが調達する「大気中水銀形態別自動サンプリングユニット」について規定する。

２．数　　量　１式

３．研究内容

大気中水銀の地表への沈着過程を解明するためには、降水中水銀の主な由来となるガス状酸化態水銀及び粒子態水銀を高高度において観測する必要がある。また、自由対流圏での輸送過程及び化学反応過程の解明のためにも高高度における観測データは極めて有用である。そのため、欧米を中心に世界中の高山において大気中水銀の形態別観測が実施されているが、日本国内での観測事例は一例もない。とりわけ日本は、アジア大陸から放出される人為的な水銀の越境輸送による影響を受けやすいため、アジア大陸由来水銀のグローバル循環を評価する上で絶好の観測点となり得ることは間違いなく、日本国内の高山における観測データは世界的にみても極めて重要な位置付けとなると考えられる。そこで本研究では、標高 2,000m 以上の高地（通年によるモニタリングが可能な中部地方南部を想定）において大気中水銀の主要な 3 形態を連続的にモニタリングすることにより、自由対流圏における長距離輸送の実態と降水への大気中水銀の取込過程、北部太平洋への大気中水銀の供給と生態系への影響に関する基礎的な知見を得ることを目的とする。

４．仕様等

「大気中水銀形態別自動サンプリングユニット」については、以下の仕様を満たす必要がある。

（１）大気中水銀形態別自動サンプリングユニット（Tekran 社製 MODEL1130 及び MODEL1135 もしくはこれと同等の性能を有するもの）

① 大気中のガス状酸化態水銀と粒子状水銀のそれぞれを自動でサンプリングし、一定時間のサンプリングの後に加熱脱着することが可能であること。
② サンプリング時間を１～3 時間に設定可能であること。
③ 大気吸引口への水滴付着及び装置内への水滴の混入を防止するため、大気吸引口を 50～100℃で加熱保持できる機構を有すること。
④ ガス状酸化態水銀はアンニュラーデニューダ方式により捕集すること。また、捕集には交換可能な石英製デニューダ管を使用すること。
⑤ ガス状酸化態水銀の捕集部はサンプリング時に 50±5℃に保つヒーターを有すること。
⑥ 捕集したガス状酸化態水銀を 500℃に加熱して脱着させることが可能なヒーターを有すること。
⑦ 粒子状水銀はフィルター捕集方式により捕集すること。また、捕集には交換可能な石英繊維フィルターを使用すること。
⑧ 粒子状水銀の捕集部はサンプリング時に 50±5℃に保つヒーターを有すること。
⑨ 捕集した粒子状水銀を 850℃に加熱して気化脱着させることが可能なヒーターを有すること。
⑩ サンプリング時には大気吸引量を毎分 10L とし、本ユニットを通過後に毎分 9L を排気し、残りを国水研が有する大気中ガス状水銀連続モニター（Tekran 社製 MODEL 2537X）に導入してガス状金属水銀を計測するためのポンプモジュールとコントローラーを有すること。
⑪ 上記のポンプモジュールとコントローラーによりサンプリング後の加熱脱着時の空気を大気中ガス状水銀連続モニターに導入することでガス状酸化態水銀及び粒子態水銀の検出が可能であるシステムとすること。

⑫ 国水研が有する大気中ガス状水銀連続モニターに接続し、PC 制御によりガス状金属水銀及びガス状酸化態水銀、粒子状水銀の 3 形態のサンプリングから定量、データの保存までを連続的かつ自動で行えること。

⑬ AC100V 50/60Hz の電源に接続して使用できること。また、使用電力は 50A 以下であること。

⑭ 輸送時の破損防止のため、各ユニットもしくはモジュールに適した輸送用ケースを付属させること。

（２）屋外用取り付け架台

① （１）の大気中水銀形態別自動サンプリングユニットを屋外にタワー型で設置可能な架台であること。

② （１）の大気中水銀形態別自動サンプリングユニットの大気吸引口の高さが地表から 1.5±0.25m の高さとなり、全高が 3.0m 以下の架台であること。

③ （１）の大気中水銀形態別自動サンプリングユニットのメンテナンス時に作業員の安全性を確保するために、ハシゴを取り付けて固定する構造を有すること。

④ 屋外の大気中水銀形態別自動サンプリングユニットからポンプユニット及び大気中ガス状水銀連続モニターへ接続するチューブは加熱導管とし、50±5℃に保つヒーターを有すること。また、長さが 15.0m 以上であること。

（３）機器の設置等その他の事項について

（１）（２）の機器を使用可能なように整備し、国水研担当者の指示に従い設置すること。

① （１）の機器の取扱説明書を２部提出すること。

② （２）の機器については高山における強風に耐える転倒防止策を講じること。

③ 故障等のトラブル時には日本国内で対応が可能なメンテナンス体制を有すること。

５．納入場所　熊本県水俣市浜４０５８－１８
　　国立水俣病総合研究センター　共同研究実習棟 1 階共通水銀分析室

６．納入期限　平成３１年　２月２８日

７．その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、国水研担当者と協議し、その指示に従うこと。

また、納入引き渡しが完了した時点より１年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

以上